

令和6年1月19日  
内閣官房内閣人事局  
インクルージョン促進担当

女性国家公務員の登用状況のフォローアップ（令和4年12月6日内閣官房内閣人事局）の一部訂正について

これまで内閣人事局ホームページに掲載しておりました「女性国家公務員の登用状況のフォローアップ（令和4年12月6日内閣官房内閣人事局）」について、一部内容に誤りがあったことから、以下のとおり訂正いたしましたので、お知らせします。

なお、現在は、訂正後の資料を掲載しております。

<正誤内容>

【訂正後】

(資料1)

府省等別女性国家公務員登用状況  
(令和4年7月1日現在)

	総数 (人) (a)	うち女性 (人) (b)	女性割合 (%) (b/a)	本省課室長相当職			国の地方機関課長・ 本省課長補佐相当職			係長相当職(本省)			係長相当職(本省)のうち新 たに昇任した職員		
				総数 (人) (a)	うち女性 (人) (b)	女性割合 (%) (b/a)	総数 (人) (a)	うち女性 (人) (b)	女性割合 (%) (b/a)	総数 (人) (a)	うち女性 (人) (b)	女性割合 (%) (b/a)	総数 (人) (a)	うち女性 (人) (b)	女性割合 (%) (b/a)
内閣官房	1,149	226	19.7	168	17	10.1	313	33	10.5	398	79	19.8	40	14	35.0
内閣法制局	70	19	27.1	24	1	4.2	10	3	30.0	17	9	52.9	0	0	0.0
内閣府	2,290	537	23.4	256	24	9.4	634	88	13.9	327	112	34.3	47	15	31.9
宮内庁	702	141	20.1	43	2	4.7	95	10	10.5	264	33	12.5	16	3	18.8
公正取引委員会	754	203	26.9	66	9	13.6	163	14	8.6	292	99	33.9	28	11	39.3
国家公安委員会 (警察庁)	8,081	971	12.0	921	17	1.8	1,254	65	5.2	1,277	175	13.7	307	21	6.8
個人情報保護委員会	151	43	28.5	16	1	6.3	55	13	23.6	34	8	23.5	8	2	25.0
カジノ管理委員会	132	27	20.5	14	0	0.0	43	7	16.3	55	12	21.8	19	6	31.6
金融庁	1,368	348	25.4	133	10	7.5	481	66	13.7	410	143	34.9	64	21	32.8
消費者庁	344	119	34.6	27	1	3.7	92	26	28.3	127	44	34.6	16	3	18.8
デジタル庁	393	55	14.0	32	2	6.3	106	9	8.5	153	25	16.3	58	12	20.7
復興庁	194	27	13.9	20	0	0.0	67	2	3.0	66	15	22.7	5	3	60.0
総務省	4,351	1,094	25.1	496	28	5.6	1,014	116	11.4	954	319	33.4	154	49	31.8
法務省	48,675	11,260	23.1	1,087	116	10.7	5,961	870	14.6	635	131	20.6	139	34	24.5
外務省	6,150	2,085	33.9	627	54	8.6	2,280	631	27.7	803	415	51.7	67	37	55.2
財務省	69,948	17,538	25.1	3,105	234	7.5	28,166	4,858	17.2	960	242	25.2	146	40	27.4
文部科学省	1,940	560	28.9	327	34	10.4	528	121	22.9	690	233	33.8	144	48	33.3
厚生労働省	28,352	8,788	31.0	813	78	9.6	6,765	1,159	17.1	1,593	483	30.3	241	93	38.6
農林水産省	18,180	3,833	21.1	848	50	5.9	6,582	620	9.4	1,724	561	32.5	165	58	35.2
経済産業省	7,537	2,035	27.0	1,327	158	11.9	2,666	553	20.7	1,214	486	40.0	181	56	30.9
国土交通省	55,149	7,730	14.0	2,719	81	3.0	13,765	884	6.4	2,609	403	15.4	512	73	14.3
環境省	2,781	578	20.8	252	18	7.1	873	108	12.4	490	153	31.2	74	17	23.0
防衛省	13,862	3,847	27.8	520	15	2.9	2,604	200	7.7	762	246	32.3	182	52	28.6
人事院	551	196	35.6	80	13	16.3	148	42	28.4	104	47	45.2	11	4	36.4
会計検査院	1,100	340	30.9	171	13	7.6	328	62	18.9	296	127	42.9	34	16	47.1
合計	274,204	62,600	22.8	14,092	976	6.9	74,993	10,560	14.1	16,254	4,600	28.3	2,658	688	25.9

注1 一般職の職員に給与に関する法律(昭和25年法律第95号、以下「一般職給与法」という。)の行政職俸給表(一)、専門行政職俸給表、税関職俸給表、公安職俸給表(一)、公安職俸給表(二)及び指定職俸給表の適用を受ける職員並びに防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第266号)に基づき一般職給与法の行政職俸給表(一)及び指定職俸給表に定める額の俸給が支給される防衛省の職員が対象  
2 「本省課室長相当職」(防衛省を除く。)及び「国の地方機関課長・本省課長補佐相当職」(防衛省を除く。)の数は、「一般職国家公務員在職状況統計表(令和4年7月1日現在)」「内閣人事局」(防衛省を除く。)&「係長相当職(本省)」のうち新たに昇任した職員及び防衛省の内閣人事局が各府省等に聴取した結果に基づき作成している。  
3 「本省課室長相当職」とは、一般職給与法の行政職俸給表(一)7級から10級相当職の職員を、「国の地方機関課長・本省課長補佐相当職」とは同俸給表(一)5級及び6級相当職の職員を、「係長相当職(本省)」とは同俸給表(一)3級及び4級相当職の本省職員をいう。  
また、「係長相当職(本省)」のうち新たに昇任した職員とは令和4年7月1日時点の本省に在籍する係長相当職の職員のうち、令和3年7月2日から令和4年7月1日までの間に初めて本省の係長相当職に任用された職員をいう。  
4 「係長相当職(本省)」については「第4次男女共同参画基本計画」(平成27年12月25日閣議決定)において、「係長相当職(本省)のうち新たに昇任した職員」については「第5次男女共同参画基本計画」(令和2年12月25日閣議決定)において、将来指導的地位に並用される候補者の目標として新たに定められたものである。

【訂正前】

(資料1)

府省等別女性国家公務員登用状況  
(令和4年7月1日現在)

	総数 (人) (a)	うち女性 (人) (b)	女性割合 (%) (b/a)	本省課室長相当職			国の地方機関課長・ 本省課長補佐相当職			係長相当職(本省)			係長相当職(本省)のうち新 たに昇任した職員		
				総数 (人) (a)	うち女性 (人) (b)	女性割合 (%) (b/a)	総数 (人) (a)	うち女性 (人) (b)	女性割合 (%) (b/a)	総数 (人) (a)	うち女性 (人) (b)	女性割合 (%) (b/a)	総数 (人) (a)	うち女性 (人) (b)	女性割合 (%) (b/a)
内閣官房	1,149	226	19.7	168	17	10.1	313	33	10.5	398	79	19.8	40	14	35.0
内閣法制局	70	19	27.1	24	1	4.2	10	3	30.0	17	9	52.9	0	0	0.0
内閣府	2,290	537	23.4	256	24	9.4	634	88	13.9	340	116	34.1	45	15	33.3
宮内庁	702	141	20.1	43	2	4.7	95	10	10.5	264	33	12.5	16	3	18.8
公正取引委員会	754	203	26.9	66	9	13.6	163	14	8.6	292	99	33.9	28	11	39.3
国家公安委員会 (警察庁)	8,081	971	12.0	921	17	1.8	1,254	65	5.2	1,277	175	13.7	307	21	6.8
個人情報保護委員会	151	43	28.5	16	1	6.3	55	13	23.6	34	8	23.5	8	2	25.0
カジノ管理委員会	132	27	20.5	14	0	0.0	43	7	16.3	55	12	21.8	19	6	31.6
金融庁	1,368	348	25.4	133	10	7.5	481	66	13.7	410	143	34.9	64	21	32.8
消費者庁	344	119	34.6	27	1	3.7	92	26	28.3	127	44	34.6	16	3	18.8
デジタル庁	393	55	14.0	32	2	6.3	106	9	8.5	153	25	16.3	58	12	20.7
復興庁	194	27	13.9	20	0	0.0	67	2	3.0	66	15	22.7	5	3	60.0
総務省	4,351	1,094	25.1	496	28	5.6	1,014	116	11.4	954	319	33.4	154	49	31.8
法務省	48,675	11,260	23.1	1,087	116	10.7	5,961	870	14.6	635	131	20.6	139	34	24.5
外務省	6,150	2,085	33.9	627	54	8.6	2,280	631	27.7	803	415	51.7	67	37	55.2
財務省	69,948	17,538	25.1	3,105	234	7.5	28,166	4,858	17.2	960	242	25.2	146	40	27.4
文部科学省	1,940	560	28.9	327	34	10.4	528	121	22.9	690	233	33.8	144	48	33.3
厚生労働省	28,352	8,788	31.0	813	78	9.6	6,765	1,159	17.1	1,593	483	30.3	241	93	38.6
農林水産省	18,180	3,833	21.1	848	50	5.9	6,582	620	9.4	1,724	561	32.5	165	58	35.2
経済産業省	7,537	2,035	27.0	1,327	158	11.9	2,666	553	20.7	1,214	486	40.0	158	61	38.6
国土交通省	55,149	7,730	14.0	2,719	81	3.0	13,765	884	6.4	2,609	403	15.4	512	73	14.3
環境省	2,781	578	20.8	252	18	7.1	873	108	12.4	490	153	31.2	74	17	23.0
防衛省	13,862	3,847	27.8	520	15	2.9	2,604	200	7.7	762	246	32.3	182	52	28.6
人事院	551	196	35.6	80	13	16.3	148	42	28.4	104	47	45.2	11	4	36.4
会計検査院	1,100	340	30.9	171	13	7.6	328	62	18.9	296	127	42.9	34	16	47.1
合計	274,204	62,600	22.8	14,092	976	6.9	74,993	10,560	14.1	16,267	4,604	28.3	2,633	693	26.3

注1 一般職の職員に給与に関する法律(昭和25年法律第95号、以下「一般職給与法」という。)の行政職俸給表(一)、専門行政職俸給表、税関職俸給表、公安職俸給表(一)、公安職俸給表(二)及び指定職俸給表の適用を受ける職員並びに防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第266号)に基づき一般職給与法の行政職俸給表(一)及び指定職俸給表に定める額の俸給が支給される防衛省の職員が対象  
2 「本省課室長相当職」(防衛省を除く。)及び「国の地方機関課長・本省課長補佐相当職」(防衛省を除く。)の数は、「一般職国家公務員在職状況統計表(令和4年7月1日現在)」「内閣人事局」(防衛省を除く。)&「係長相当職(本省)」のうち新たに昇任した職員及び防衛省の内閣人事局が各府省等に聴取した結果に基づき作成している。  
3 「本省課室長相当職」とは、一般職給与法の行政職俸給表(一)7級から10級相当職の職員を、「国の地方機関課長・本省課長補佐相当職」とは同俸給表(一)5級及び6級相当職の職員を、「係長相当職(本省)」とは同俸給表(一)3級及び4級相当職の本省職員をいう。  
また、「係長相当職(本省)」のうち新たに昇任した職員とは令和4年7月1日時点の本省に在籍する係長相当職の職員のうち、令和3年7月2日から令和4年7月1日までの間に初めて本省の係長相当職に任用された職員をいう。  
4 「係長相当職(本省)」については「第4次男女共同参画基本計画」(平成27年12月25日閣議決定)において、「係長相当職(本省)のうち新たに昇任した職員」については「第5次男女共同参画基本計画」(令和2年12月25日閣議決定)において、将来指導的地位に並用される候補者の目標として新たに定められたものである。

(資料4)

府省等別女性国家公務員登用状況（係長相当職（本省））  
（令和4年7月1日現在）

	令和4年7月1日現在			令和3年7月1日現在		
	総数 (人) (a)	うち女性 (人) (b)	女性割合 (%) (b/a)	総数 (人) (a)	うち女性 (人) (b)	女性割合 (%) (b/a)
内閣官房	398	79	19.8	374	72	19.3
内閣法制局	17	9	52.9	18	8	44.4
内閣府	327	112	34.3	314	107	34.1
宮内庁	264	33	12.5	280	38	13.6
公正取引委員会	292	99	33.9	289	89	30.8
国家公安委員会(警察庁)	1,277	175	13.7	1,318	177	13.4
個人情報保護委員会	34	8	23.5	31	9	29.0
カジノ管理委員会	55	12	21.8	46	6	13.0
金融庁	410	143	34.9	410	133	32.4
消費者庁	127	44	34.6	118	45	38.1
デジタル庁	153	25	16.3	-	-	-
復興庁	66	15	22.7	44	9	20.5
総務省	954	319	33.4	968	308	31.8
法務省	635	131	20.6	586	122	20.8
外務省	803	415	51.7	806	417	51.7
財務省	960	242	25.2	953	236	24.8
文部科学省	690	233	33.8	701	233	33.2
厚生労働省	1,593	483	30.3	1,520	435	28.6
農林水産省	1,724	561	32.5	1,745	527	30.2
経済産業省	1,214	486	40.0	1,218	476	39.1
国土交通省	2,609	403	15.4	2,634	423	16.1
環境省	490	153	31.2	412	132	32.0
防衛省	762	246	32.3	727	228	31.4
人事院	104	47	45.2	118	50	42.4
会計検査院	296	127	42.9	312	129	41.3
合計	16,254	4,600	28.3	15,942	4,409	27.7

注1 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。)の行政職俸給表(一)、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表(一)及び公安職俸給表(二)の適用を受ける職員並びに防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第266号)に基づき一般職給与法の行政職俸給表(一)に定める額の俸給が支給される防衛省の職員が対象  
2 内閣人事局が各府省等に聴取した結果に基づき作成  
3 「係長相当職(本省)」とは、一般職給与法の行政職俸給表(一)3級及び4級相当職の本省職員をいう。  
4 デジタル庁は、令和3年9月1日に設置された組織であるため、令和3年7月1日現在の数値は「-」としている。

(資料4)

府省等別女性国家公務員登用状況（係長相当職（本省））  
（令和4年7月1日現在）

	令和4年7月1日現在			令和3年7月1日現在		
	総数 (人) (a)	うち女性 (人) (b)	女性割合 (%) (b/a)	総数 (人) (a)	うち女性 (人) (b)	女性割合 (%) (b/a)
内閣官房	398	79	19.8	374	72	19.3
内閣法制局	17	9	52.9	18	8	44.4
内閣府	340	116	34.1	314	107	34.1
宮内庁	264	33	12.5	280	38	13.6
公正取引委員会	292	99	33.9	289	89	30.8
国家公安委員会(警察庁)	1,277	175	13.7	1,318	177	13.4
個人情報保護委員会	34	8	23.5	31	9	29.0
カジノ管理委員会	55	12	21.8	46	6	13.0
金融庁	410	143	34.9	410	133	32.4
消費者庁	127	44	34.6	118	45	38.1
デジタル庁	153	25	16.3	-	-	-
復興庁	66	15	22.7	44	9	20.5
総務省	954	319	33.4	968	308	31.8
法務省	635	131	20.6	586	122	20.8
外務省	803	415	51.7	806	417	51.7
財務省	960	242	25.2	953	236	24.8
文部科学省	690	233	33.8	701	233	33.2
厚生労働省	1,593	483	30.3	1,520	435	28.6
農林水産省	1,724	561	32.5	1,745	527	30.2
経済産業省	1,214	486	40.0	1,218	476	39.1
国土交通省	2,609	403	15.4	2,634	423	16.1
環境省	490	153	31.2	412	132	32.0
防衛省	762	246	32.3	727	228	31.4
人事院	104	47	45.2	118	50	42.4
会計検査院	296	127	42.9	312	129	41.3
合計	16,267	4,604	28.3	15,942	4,409	27.7

注1 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。)の行政職俸給表(一)、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表(一)及び公安職俸給表(二)の適用を受ける職員並びに防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第266号)に基づき一般職給与法の行政職俸給表(一)に定める額の俸給が支給される防衛省の職員が対象  
2 内閣人事局が各府省等に聴取した結果に基づき作成  
3 「係長相当職(本省)」とは、一般職給与法の行政職俸給表(一)3級及び4級相当職の本省職員をいう。  
4 デジタル庁は、令和3年9月1日に設置された組織であるため、令和3年7月1日現在の数値は「-」としている。

(資料5)

府省等別女性国家公務員登用状況  
(係長相当職(本省)のうち新たに昇任した職員)  
(令和4年7月1日現在)

	令和4年7月1日現在			令和3年7月1日現在		
	総数 (人) (a)	うち女性 (人) (b)	女性割合 (%) (b/a)	総数 (人) (a)	うち女性 (人) (b)	女性割合 (%) (b/a)
内閣官房	40	14	35.0	34	6	17.6
内閣法制局	0	0	0.0	0	0	0.0
内閣府	47	15	31.9	32	13	40.6
宮内庁	16	3	18.8	14	5	35.7
公正取引委員会	28	11	39.3	29	9	31.0
国家公安委員会(警察庁)	307	21	6.8	308	27	8.8
個人情報保護委員会	8	2	25.0	3	0	0.0
カジノ管理委員会	19	6	31.6	3	0	0.0
金融庁	64	21	32.8	57	15	26.3
消費者庁	16	3	18.8	14	6	42.9
デジタル庁	58	12	20.7	-	-	-
復興庁	5	3	60.0	7	2	28.6
総務省	154	49	31.8	149	43	28.9
法務省	139	34	24.5	60	19	31.7
外務省	67	37	55.2	59	33	55.9
財務省	146	40	27.4	175	40	22.9
文部科学省	144	48	33.3	130	43	33.1
厚生労働省	241	93	38.6	263	93	35.4
農林水産省	165	58	35.2	154	57	37.0
経済産業省	181	56	30.9	180	67	37.2
国土交通省	512	73	14.3	424	57	13.4
環境省	74	17	23.0	66	22	33.3
防衛省	182	52	28.6	177	39	22.0
人事院	11	4	36.4	16	7	43.8
会計検査院	34	16	47.1	16	6	37.5
合計	2,658	688	25.9	2,370	609	25.7

注1 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号、以下「一般職給与法」という。)の行政職俸給表(一)、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表(一)及び公安職俸給表(二)の適用を受ける職員並びに防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第266号)に基づき一般職給与法の行政職俸給表(一)に定める額の俸給が支給される防衛省の職員が対象  
2 内閣人事局が各府省等に専ら職取した結果に基づき作成  
3 「係長相当職(本省)のうち新たに昇任した職員」については「第5次男女共同参画基本計画」(令和2年12月25日閣議決定)において、将来指導的地位に並用される候補者の目標として新たに定められたものである。  
4 「係長相当職(本省)」とは、一般職給与法の行政職俸給表(一)3級及び4級相当職の本省職員をいう。  
また、「係長相当職(本省)のうち新たに昇任した職員」とは令和4年7月1日時点の本省に在籍する係長相当職の職員のうち、令和3年7月2日から令和4年7月1日までの間に初めて本省の係長相当職に任用された職員をいう。  
5 デジタル庁は、令和3年9月1日に設置された組織であるため、令和3年7月1日現在の数値は「-」としている。

(資料5)

府省等別女性国家公務員登用状況  
(係長相当職(本省)のうち新たに昇任した職員)  
(令和4年7月1日現在)

	令和4年7月1日現在			令和3年7月1日現在		
	総数 (人) (a)	うち女性 (人) (b)	女性割合 (%) (b/a)	総数 (人) (a)	うち女性 (人) (b)	女性割合 (%) (b/a)
内閣官房	40	14	35.0	34	6	17.6
内閣法制局	0	0	0.0	0	0	0.0
内閣府	45	15	33.3	32	13	40.6
宮内庁	16	3	18.8	14	5	35.7
公正取引委員会	28	11	39.3	29	9	31.0
国家公安委員会(警察庁)	307	21	6.8	308	27	8.8
個人情報保護委員会	8	2	25.0	3	0	0.0
カジノ管理委員会	19	6	31.6	3	0	0.0
金融庁	64	21	32.8	57	15	26.3
消費者庁	16	3	18.8	14	6	42.9
デジタル庁	58	12	20.7	-	-	-
復興庁	5	3	60.0	7	2	28.6
総務省	154	49	31.8	149	43	28.9
法務省	139	34	24.5	60	19	31.7
外務省	67	37	55.2	59	33	55.9
財務省	146	40	27.4	175	40	22.9
文部科学省	144	48	33.3	130	43	33.1
厚生労働省	241	93	38.6	263	93	35.4
農林水産省	165	58	35.2	154	57	37.0
経済産業省	158	61	38.6	150	55	36.7
国土交通省	512	73	14.3	424	57	13.4
環境省	74	17	23.0	66	22	33.3
防衛省	182	52	28.6	177	39	22.0
人事院	11	4	36.4	16	7	43.8
会計検査院	34	16	47.1	16	6	37.5
合計	2,633	693	26.3	2,340	597	25.5

注1 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号、以下「一般職給与法」という。)の行政職俸給表(一)、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表(一)及び公安職俸給表(二)の適用を受ける職員並びに防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第266号)に基づき一般職給与法の行政職俸給表(一)に定める額の俸給が支給される防衛省の職員が対象  
2 内閣人事局が各府省等に専ら職取した結果に基づき作成  
3 「係長相当職(本省)のうち新たに昇任した職員」については「第5次男女共同参画基本計画」(令和2年12月25日閣議決定)において、将来指導的地位に並用される候補者の目標として新たに定められたものである。  
4 「係長相当職(本省)」とは、一般職給与法の行政職俸給表(一)3級及び4級相当職の本省職員をいう。  
また、「係長相当職(本省)のうち新たに昇任した職員」とは令和4年7月1日時点の本省に在籍する係長相当職の職員のうち、令和3年7月2日から令和4年7月1日までの間に初めて本省の係長相当職に任用された職員をいう。  
5 デジタル庁は、令和3年9月1日に設置された組織であるため、令和3年7月1日現在の数値は「-」としている。